

9 . カナダ (C A)

国名	国別整理番号	名 称	使用言語	発行状況	所 蔵 範 囲			整理区分
					発行年次	番 号	主な欠号	
9 カナダ (C A)	1	Canadian Patent 特許発明明細書	英 語 仏 語	週 刊	1970 ~	848159 ~		発行日順
	2	The Patent Office Record 特許局公報	英 語 仏 語	週 刊	1923 ~	233384 ~		発行日順
	3	The Patent Office Record Annual Index 特許局公報索引	英 語 仏 語	年 刊	1923 ~			発行日順
	4	Industrial Design Policy Guidelines 工業的意匠ガイドライン	英 語 仏 語	不 定 期	1978			発行日順

概 要	備 考
<p>1. フロントページ 書誌的事項</p> <p>2. 次ページ以降 クレーム、全文明細書、図面 注) 識別コード「C」もしくは「A」が付されている。 新法の番号は2,000,000から出願・公開・特許は全て同一番号 「C」が付されている。</p>	<p>1. 特許の種類 発明特許のみ</p> <p>2. 存続期間 1989年10月1日以降の出願(新法): 出願日から20年 1989年10月1日前の出願(旧法): 特許日から17年</p> <p>3. 審査主義 新法の下では、審査請求(出願日から7年以内)により、新規性及び実態に関する審査を行う。</p> <p>4. 公開制度 新法の出願は、出願日又は優先日から18ヶ月後公開される。 公告制度及び異議申立制度はない。</p> <p>5. 新法では、従前の先発明主義に代って先願主義を採用している。これにより仮出願(Caveat)は受けられなくなった。 新法では米国と同様に、特許の再審査請求ができる。</p> <p>6. 国内、国際分類併記(1978年7月11日~)</p> <p>7. 本明細書は優先権を伴わない特許明細書であり、優先権を伴う特許明細書については発行されていない。</p> <p>8. 出願時に用いた言語(英語、仏語)で発行される。</p>
<p>1. 一般事項 (1) INIDコード等の説明 (2) カナダ特許法及び特許庁への手続等についての説明</p> <p>2. 特許番号順目次 (書誌的事項、国内・国際分類・クレーム数)</p> <p>3. 公開番号順目次(出願番号順) (書誌的事項、国内・国際分類・クレーム数)</p> <p>4. アルファベット順権利者・発明者名索引 (権利者・発明者 特許番号) 但し、1968年6月25日(vol.96-26)迄アルファベット順発明の名称索引あり。</p> <p>5. アルファベット順出願人索引 (出願人 出願番号・公開番号)</p>	<p>1. 1962年4月以降IPCが記載されている。</p> <p>2. 1961年1月以降工業的意匠ならびに著作権の項が抹消された。</p> <p>3. 1977年以前は抄録の他に主要な図面の掲載あり。</p>
<p>1. アルファベット順権利者・発明者名索引 (特許権者、発明者 発明の名称、特許番号) 但し、1967年発行分迄アルファベット順。 発明の名称索引(発明の名称-権利者、特許番号)の掲載あり。</p>	
<p>1. 工業的意匠の登録要件及び不登録事由</p> <p>2. 工業的意匠の登録期限</p> <p>3. 類似意匠の調査</p> <p>4. 存続期間及び登録料</p> <p>5. 審査</p> <p>6. 多意匠</p> <p>7. 所有権と譲渡</p> <p>8. 権利の保護</p> <p>9. 国際条約による優先権</p>	

9 . カナダ (C A)

国名	国別整理番号	名 称	使用言語	発行状況	所 蔵 範 囲			整理区分
					発行年次	番 号	主な欠号	
9 カナダ (C A)	5	Industrial Design Examination Guidelines 工業的意匠審査便覧	英 語 仏 語	不 定 期	1978			発行日順

⑩ カナダには商標制度はあるが、公報類は受け入れられていない。

概 要	備 考
10. 出願書類	
1. 意匠審査の流れ 2 (1) 審査官の職責 (2) 分 類 (3) 登録要件及び不登録事由 (4) 新規性 (5) 図面及び写真 (6) 意匠に係る説明 (7) 審査報告書 (8) 多意匠 (9) 権利の優先基準 (10) 登 録 (11) 審査請求の公開	1. 存続期間 登録日から5年、さらに5年間に限り更新可能（総計期間10年）